

Title	株主名簿とコンピュータの利用
Sub Title	Stock book and computer use
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.12 (1973. 12) ,p.1- 25
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19731215-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19731215-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 株主名簿とコンピュータの利用

高 鳥 正 夫

- 一 はしがき
- 二 株主名簿コンピュータ化の現状
- 三 株主名簿の作成とコンピュータ
- 四 株主名簿の備置及び閲覧、謄写
- 五 その他の問題
- 六 むすび

## 一 は し が き

株主名簿をめぐる会社の株式事務は、株主数が増大し株式取引がひんばんに行われるに従つて、その事務量は次第に大きなものとなつてきている。特に株主数の多い上場会社においては、株式事務はもはや会社内部で処理し切れないところになり、また、その事務は定型化しても支障がないため、証券代行業務を営む名義書換代理人に委託する会社が増加している<sup>①</sup>。また、証券取引所への上場のための要件として、株式事務を名義書換代理人に委託することが要求される場合もある<sup>②</sup>。こうした事情を背景に、名義書換代理人が委託を受ける会社の株主の総数は、きわめて大きなものとなつてきたため、株式

事務を機械的に処理する工夫が必要となつてきている。そのため昭和四五年頃から、信託協会、全国株懸連合会、日本経営情報開発協会などから、株主名簿を電磁的記録によつて作成できるよう、商法上明定すべきであるなどの見解が発表されてきた。<sup>(3)</sup> アメリカにおいても、会社に備置くべき各種の帳簿をコンピュータにより作成することを前提とした規定を設ける州はまだ少ない。たとえば一九六三年のカリフォルニア州会社法(同法三〇〇二条)、一九六七年のデラウェア州会社法(同法二二四条)などが、株主名簿その他営業上備置くべき記録について、各種の情報処理装置 (electronic data processing equipment) による保存を認めているに過ぎない。

全国証券代行業務委託状況

(昭和47年12月1日現在)

受託会社名	委託会社数	委託会社 資本金	委託会社 株主数
	社	億円	千名
中央信託	391	17,897	4,355
東洋信託	314	18,728	3,792
三井信託	87	4,621	1,367
三菱信託	102	5,309	1,343
住友信託	113	5,367	1,220
安田信託	140	4,876	1,152
大阪証券代行	126	1,481	505
東京証券代行	24	1,732	451
日本証券代行	12	135	48
阪急証券代行	5	222	76
合計	1,314	60,368	14,309

(株主数は昭和47年10月末現在)

東京株式懸連合「株懸旬報」678号4頁による。

わが国の企業でも、コンピュータを事務処理の面で導入するものが急速に増加しており、その設置台数もアメリカに次いで世界第二位といわれている。<sup>(4)</sup> コンピュータの利用分野を見ると、一般の会社では人事、給与をはじめ販売、流通業務に利用しており、また、銀行、保険業を営む会社では、預金業務、保険料計算にもコンピュータが活躍していることは周知のとおりである。会社の行う株式事務も、その内容と事務量からいふと、比較的コンピュータによる処理に適している分野である。そこで、商法

上要求される株主名簿の作成にコンピュータを利用する場合、どのような法律問題が生ずるかということ、現行法のたてまえを前提とした場合、どこまでコンピュータを利用することができるかを考察してみたい。

(1) 会社が名義書換代理人に証券代行業務を委託している状況は次のとおりである(「買掛帳の別表参照」)。

(2) 東京証券取引所の上場基準のうちには、昭和三十九年以降の新規上場会社は株式事務を名義書換代理人に委託することを要件と定めている。また、大阪、名古屋、京都の各証券取引所の上場基準にも、ほぼ同様の取扱が定められている。

(3) 日本経営情報開発協会は昭和四十六年三月に、「電子計算機の導入に伴う商法等改正問題に関する見解」を発表している(ジュリスト四八四号四二頁参照)。

(4) 一九七一年現在におけるコンピュータの設置台数は、アメリカの八万四六〇〇台を最高に、日本八六〇〇台、西ドイツ七八〇〇台、イギリス七六〇〇台、フランス六七〇〇台がこれに続いている(日本経営情報開発協会編「コンピュータ白書一九七二年」二二九頁)。

## 二 株主名簿コンピュータ化の現状

株主名簿の作成にコンピュータを利用するということは、現在でも中央信託銀行、三井信託銀行、東洋信託銀行など数社において行われている。このうち中央信託銀行では、証券代行業務について最も大幅に実施しており、また三井信託銀行のコンピュータの利用も特色があるため、両社のコンピュータによる株主管理方式の実例を中心に考察してみよう。

まず中央信託銀行の事例を説明するが、以下の記述は同社で発行している「株主名簿EDPSの紹介」(昭和四八年一月)という小冊子の内容を、同社の「証券代行ニュース」で補足し要約したものである。同社の株主管理システムすなわち株主名簿EDPS (Electronic Data Processing System) においては、まず、株主名簿の記載事項のうち株主の氏名及び住所は、名義書換に際して株主から提出される株主票によつて管理する。その他の記載事項の内容を株主の所有株数に関するものと株券に関するものに大別し、これをコンピュータの外部記憶装置に記録し、それぞれをコンピュータを主体として管理する。このための管理システムは(1)システムを中心をなす株主名簿ファイルを擁する電子計算機組織、(2)株主名簿ファイルを更新

する入力系、(3)その結果をアウトプットする出力系、並びに(4)照会応答装置の四つから構成されている。この管理システムの特徴としては、まずオンラインによる照会応答装置の設置によつて、株主の状況たとえば所有株数、事故の有無などや、株券の状況を迅速に検索することが可能となつたことがあげられる。また、データの検索、再現並びに保管が容易かつ迅速に行えるように、これを直接マイクロフィルムに写し出すCOMシステム(Computer Output Microfilm)の導入を考慮して設計してあることである。

株主名簿の管理システムの内容を述べると、まず、株主名簿ファイルは株主の所有株数などを記録する「株主別株数ファイル」と、株券の券種、記号、番号などを記録する「株券記号番号ファイル」に二分される。「株主別株数ファイル」の内容としては、株主番号、所有株数、株主の登録年月日、株数の異動が行われた最終年月日、各種の表示、現在株主か除籍株主かの表示、不発行株券の有無、寄託株券の有無、事故株券の有無、質権設定株券の有無が含まれている。次に、「株券記号番号ファイル」は株券台帳の性質をもつファイルで、その内容としては株券記号、株券番号、株券券種、株券所有者の株主番号、株券取得年月日と取得理由、各種の表示すなわち寄託中株券、廃棄株券、事故株券、信託表示株券、質権設定株券の表示及び表示年月日が含まれる。このほか、株券不所持用の「株券不発行株主ファイル」、「寄託株券記号ファイル」など数種の補助的ファイルがある。

次に、コンピュータの内部で記録された株主名簿の内容すなわち株主名簿ファイルの更新方法としては、ジャーナル式OCR(光学式文字読取装置)を利用するものと、パンチカードによるものとに分けられる。たとえば名義書換、株券の併合、分割など株券、株数の異動に関するものはOCRを通して直接コンピュータにインプットする。これに対して、信託の表示、抹消、質権の設定、抹消、事故株券の表示、取消、口座合併、口座分離、番号変更、寄託株券の登録、返還、不発行株券、新券発行など、多種少量のデータについては帳票からパンチカードを作成し、これによつてインプットする。そこで、

名義書換による株主名簿ファイルの更新手続を述べると、株主の異動データは株券単位に整理されたあと、「株券記号番号ファイル」の株券所有者の株主番号、株券取得年月日を更新し、次に異動株券から把握した異動株数によつて、「株主別株数ファイル」の所有株数を更新する。

この株主名簿ファイルの更新結果は、一定の時点で各種のアウトプット諸表に打出されるが、これは主に次の内容をもつ六種類の詳細表に集約される。(1)名義書換株券明細表は、株式の名義書換異動状況について譲受株主の番号順に、異動株券の券種、記号、番号並びに譲渡株主番号、異動理由、登録年月日などを印書する。(2)発行、回収株券明細表は、併合、分割など株券の発行、回収に関する異動について、株主番号、新券及び廃券の券種、記号、番号並びに理由などを印書する。(3)月間株式異動状況明細表は、前記の(1)、(2)を月単位で集約作成したもので、閲覧、税務調査などの便宜を図るため、株主番号、異動株数を中心に印書する。(4)期末所有株数明細表は、株主番号順に期末所有株数並びに期中における書換、分合などの異動の有無、寄託、不発行の取扱の有無を印書する。(5)不所持株券明細表は、不所持の取扱状況を株主番号順にアウトプットするもので、不発行の場合は申出、未引換、未達などの別、日付、新株、旧株の別を、寄託の場合は日付、株券券種、記号、番号をそれぞれ印書する。(6)信託、質権、事故表示株券明細表は、信託、質権並びに事故株券の状態を株主番号順に株券の券種、記号、番号及び信託、質権、公示催告、単純事故の表示、抹消をそれぞれ印書するものである。

照会応答装置としては、迅速を要するものはオンライン端末機を利用することとなる。この端末機にはタイプライタ式とブラウン管式とがある。現在はタイプライタ式が利用されているが、やがてブラウン管式ディスプレイ装置も活動し、用途に応じて使い分けられることになる。照会事項の種類としては、株主単位のものとして株券単位のものに分けられる。株主単位のものとしては、株主の現在所有株数、株主の登録年月日と最終異動年月日、不所持株数、配当金振込先銀行コード、株主の各種の届出状況がある。次に株券単位のものとしては、株券所有者の株主番号、株券取得年月日と取得理由、株券上の

各種の表示事項がある。

右に述べてきたところが、中央信託銀行の株主名簿EDPSの内容であるが、これと並んで、株主名簿の作成にコンピュータを利用して注目されるものに、三井信託銀行の株主名簿の管理事務の新しい方式がある<sup>(3)</sup>。そこで、同社が実施している新方式について、その内容を要約しながら紹介するが、以下の記述は三井信託銀行で使用している「株主名簿管理事務の新方式について」という小冊子に基くものである<sup>(4)</sup>。

この新方式における株主名簿は、電磁的方法で記帳を行い、これをアウトプットした帳簿形態を併用している点に特色がある。まず電磁的記録としては、株券の記番号を中心とする管理形態を採用しており、それは「株数ファイル」、「株券記番号ソートファイル(株券ファイル)」の二元マスターファイルと、「株券補助ファイル」から編成されている。「株数ファイル」は従来の株主名簿の様式に相当する内容のもので、個々の株主ごとに、株数の異動及びその残高を記録するものである。「株券記番号ソートファイル」は従来の株券台帳に相当する内容のもので、すべての株券を記番号順に配列し、株券記番号による索引機能を有している。「株券補助ファイル」は事故株券、信託財産表示株券、質権設定登録株券を管理し、それぞれ届出または登載のつど更新していくものである。

帳簿形態による株主名簿は、株主登録票、異動明細表、期末確定名簿、株券補助名簿の四種の帳簿から構成されている。このうち、(1)株主登録票は株主から提出された株主票の原票を台紙に貼布し、ここに株主番号、当初登録日、同受付番号、その他の諸届事項を記載し、五〇音順に配列して管理するものである。(2)異動明細表は前述したCOMシステムを採用し、期初から一〇日ごとに、その間の異動を株主ごとに累積して組込んでいき、これを株主番号順に配列したものである。従って、期末最終の異動明細表は通期の全異動明細表として役立つことになる。次に、(3)期末確定名簿は株主ごとの期末現在における所有株数と所有株券の明細で、期末に閉鎖した「株券記番号ソートファイル」を利用してこれを作成する。株券補助

名簿は次の五種類の株券について、属性別にそれぞれアウトプットし管理する。すなわち不所持株券、未引換等未交付株券（以上マスターファイル管理）、信託財産表示株券、質権設定登録株券、事故株券（以上株券補助ファイル管理）に関するものである。

株主名簿における個々の株主の記載の変更に当つて、そのデータは提示株券を撮影したマイクロフィルムの拡大コピーによつて処理するが、この点が三井信託銀行の株主名簿管理事務の新方式の特色となつている。そして、株主名簿の閲覧、謄写の請求に備えて、各株主ごとに期末確定名簿と各期ごとの期末異動明細表を備置くと共に、当該データのマイクロフィルム並びにこれを閲覧、謄写するためのマイクロリーダー及び高速複写機を常置している。

このように、中央信託銀行、三井信託銀行などにおいては、株主名簿の作成に当つてコンピュータを利用し、あるいは、その閲覧、謄写の問題についても電磁的記録にたよる方式をとつているが、このような方式を採用する場合に問題となるのは、コンピュータを利用する新しい株主管理方式は、商法上適法なものと認められるかという点である。すなわち商法においては、会社は株主名簿を本店などに備置き（商二六三一）、株主及び株券に関する一定の事項を記載することとなつている（商二三三・二〇九・二二六ノ二など）。株主から名義書換の請求があつたときは、会社は株主名簿上の株主名義を書換え（商二〇六一）、その記載に基いて各種の権利行使者を定めている。株主も少数株主権（たとえば商三三七・二五七Ⅲ・二八〇・二九三ノ六）を行使する場合には、必要に応じてこの記載を利用している。また、株主及び債権者は営業時間内いつでも株主名簿の閲覧または謄写を請求することができる（商二六三Ⅱ）。このように、株主名簿は株式会社において重要な作用を営んでいる。

そこで、株主数が大きくなつた場合には、コンピュータを利用する株主管理方式が便利であり、迅速かつ正確に事務を処理することができるといつても、右に述べた諸点において障害はないであろうか。たとえば、株主名簿の記載事項として要求される一定の事項は、すべて新しい管理方式の中に含まれているか、株主から名義書換が請求された場合の処理は、商法



の予想するように行われているかが問題となる。また、株主名簿の作成にコンピュータが利用される場合には、必要な事項が外部記憶装置に記録されるのがたてまえとなる。従つて、そのままの形式ではその内容を見ることはできないが、株主などの閲覧、謄写の請求はどのように処理されるかという点も、検討されなければならない。そこで、これらの問題を順次に考察していこう。

- (1) 中央信託銀行では昭和四八年二月にIBM電算機(S/S-1-15型)を導入し、昭和四八年五月末現在で同社の委託会社のうち株主名簿EDP化を実施している会社は二五社、株主数一〇二万名に及んでいる。同社では昭和四八年中に三三社の株主名簿をEDP化する予定とのことである。
- (2) 中央信託銀行の株主名簿EDPについては、同社証券代行部吉田清見氏及び事務管理部江南宏氏にご教示を受けた。深く感謝の意を表するものである。
- (3) 三井信託銀行では昭和四八年九月末現在で、同社の委託会社のうち株主名簿の作成にコンピュータを利用する新方式を採用している会社は一社、株主数四八万名に及んでいる。同社では昭和四八年二月までに一四社、五五万名の株主名簿をこの新方式に切替える予定とのことである。
- (4) 三井信託銀行の株主名簿管理事務の新方式については、同社証券代行部吉村晃雄氏及び村上耕一氏にご教示を受けた。深く感謝の意を表するものである。

### 三 株主名簿の作成とコンピュータ

株主名簿の作成に関しては、会社がコンピュータを主体とする株主管理方式を採用した場合、果して、商法上要求される株主名簿を備置いたこととなるかが、まず問題となる。この問題の解明のためには、コンピュータによる株主管理方式の形式面と、その管理方式に含まれる株主名簿ファイルなどの内容面との双方から、これを検討することが必要である。商法は株主名簿の形式については、株主及び株券に関する一定の事項の記載を要求する(商二二三)以外には、特別の制限を設けていない。株主名簿という表現からいうと、それはとじられた一冊の帳簿という感じを受けるが、判例はそのように厳格には理解していない。すなわち、株主名簿は会社の便宜上これを分冊にしてもいいし(大阪控決大正七・八・一四新聞一四八一

号二四頁)、また、商法所定の記載事項を欠かない限り、加除式でも差支えないとしている(東京地判昭和九・四・一六新報三六四号二五頁)。学説もこの点は同様に理解している<sup>(1)</sup>。また、最近の株主名簿の実際を見ても、相当数の株主をもつ会社及び名義書換代理人が備置いた株主名簿は、ほとんどすべて加除が容易なカード式のものであつた。そして、株主の届出印鑑と氏名、住所は、カードとは別に株主票として管理し、両者を合せて株主名簿と理解するのが普通である。このように、株主名簿の形式が次第にカード式に落ちてきたのは、株主数の増加に対応するためであることはいうまでもないが、同時に、株主名簿は株主異動の結果を記録するというその記載の性格にも由来している。

更にカード式の株主名簿を通りこして、中央信託銀行や三井信託銀行の場合などのように、コンピュータによる株主管理方式も現われてきたが、そこまで進むと、その内容を直接読めないという点で、他の場合とは異なつた問題が生じてくる。従つてコンピュータを利用する場合には、その点が大きな問題となるように思うが、こうした疑問に対しては次のような反論もある。すなわち、相当大量なカード式の株主名簿の場合には、たとえば一〇〇〇株以上の株主氏名を検索したり、特定の株券番号から名簿上の最終名義人を引出すには、かなりの時間を必要とする。これに対して、たとえば中央信託銀行の株主名簿EDPSの場合には、特定の株券番号から最終名義人の株主番号をオンライン端末機によつて照会すると、その会社の株主数とはあまり関係なく、一一秒ないし一四秒で回答してくる<sup>(2)</sup>。そうなると、カード式の場合より速やかに検索できるから、直接読めるかどうかはいわば相対的な区別に過ぎないと指摘する。

確かに、きわめて多数の株主をもつ会社においては、コンピュータによつて株主を管理する方が、正確かつ迅速に事務を処理できるようである。また商法も、株主名簿をどのような手順や組織で作成すべきであるとか、備置く帳簿の区分については別に規定していない。けれども、株主などが閲覧しようとするれば、いつでも閲覧できるような状態にしておくことは必要であつて、商法上備置きが命ぜられるものは、そのような状態における株主名簿であることは明らかである。特に株主名

簿には、前述したように、会社が権利を行使すべき株主を定めるために利用するという面と、株主などがそれを自己の権利行使に役立たせ、あるいは、株主が少数株主権の行使や累積投票の場合などに、株主名簿の記載を見て作戦を立てるといふ面もある。従つて、会社が株主名簿の作成に当つて、合理的ではあるが複雑な組織を採用することは差支えないが、そのような組織を整備したというだけでは、まだ商法で義務づけられた株主名簿を作成したことにはならないと考える。

この点、三井信託銀行の株主管理方式の場合には、コンピュータによつて株式事務の処理を行う反面、アウトプットした帳簿形態の株主名簿を併用しており、その帳簿の内容からいふと、電磁的記録はいわば補助的なものとして利用されていると理解することもできる。その意味では、同社の株主管理方式は商法の規定するところに近いものである。ところが中央信託銀行の株主名簿EDPSのように、株主名簿の記載事項の大部分を電磁的記録で管理するという場合には、商法上要求される株主名簿はどこに存在するかという問題がある。この問題の検討は商法上有意義であるばかりでなく、後述するように、訴訟法、刑法などにおける問題の解明にも役立つものである。コンピュータを利用する株主管理方式において、どの部分を株主名簿と理解すべきかについては、従来、三つの考え方が行われている。<sup>(3)</sup> 第一の考え方は、株主管理のためのシステム全体が株主名簿であるという理解の仕方である。この考え方によると、電磁的記録のほか、入力、出力、演算及び制御の諸装置並びに処理手続(プログラム)を含めて、その全体が株主名簿ということになる。従つてこの場合には、その全体が株主などの閲覧の対象となる。第二に、電磁的記録すなわち磁気テープ、ディスクなどが株主名簿であるという考え方があつる。この考え方をとれば、アウトプットされたもののみでなく、ブラウン管式ディスプレイ装置により、電磁的記録自身を閲覧することも、原則として認められることとなる。第三に、電子計算機組織からアウトプットされたものが株主名簿であるという見方がある。この考え方によると、株主などの閲覧もアウトプットされたものに限られる。

このように、コンピュータを主体とする株主管理方式を採用した場合には、どの部分が株主名簿となるかについて異なつ

た考え方が存在している。そこで第一の考え方、すなわち、システム全体が株主名簿であるという立場から検討してみよう。この立場の基本にある考え方は、たとえ磁気テープやディスクがあつても、これにデータを与えかつ引出す諸装置やプログラムの働きがなければ、その記録を利用することはできないから、このシステムはいわば全体として理解すべきであるというのである。確かにそのように理解すれば、システム全体としての保護も可能となるが、株主名簿をシステム化する努力や工夫を評価し保護するという問題と、その場合に株主名簿はどこに存在するかという問題とは、これを区別して理解することが可能である。そもそも、テープに記録されたデータを一定の装置を使用して引出すという点では、電磁的記録とシステムとの関係と、カセットテープとレコーダとの関係の二つの関係の間に、本質的な差異はないと解される。その意味では、データを記録したテープ自体が重要であり、しかも、それは他の装置などを利用して引出しうるという性質を有している。この点を軽視して、システム全部が株主名簿であると主張する第一の考え方は、株主名簿作成者の腕や頭脳までを株主名簿というのと変りはないと批判されよう。

次に第二の考え方、すなわち、株主及び株券に関するデータを入れた電磁的記録自体が株主名簿であるという考え方は、第一の立場に比較すると、株主名簿を作成する過程と記録されたデータとを区別して理解しており、それによつて株主名簿を特定しようという点では優れている。ただこの考え方をとると、株主名簿である電磁的記録そのものが株主などの閲覧の対象となるが、磁気テープやディスクのままでは読めないから、結局、閲覧のための手続としてアウトプットすることになる。その場合、電磁的記録自体が株主名簿と理解すると、そのアウトプットの作成費用や照会のための端末機の使用料を、株主などにも負担させようという考え方に結びつくおそれがある。前述したように、商法は株主名簿がいかなる過程をとつて作成されるかはあまり問題としないが、備置かれる株主名簿は、株主などが直接閲覧できるものであることを要求している。その意味では第一、第二の考え方は、コンピュータや磁気テープなどがあれば、株主管理は迅速にできるという面に注

目してはいるものの、株主などが株主名簿を閲覧できるという点を軽視する嫌いがある。

そうなると第三の立場、すなわちアウトプットされたものが株主名簿であるという立場をとることに近づくが、実はその立場についても問題がある。すなわち、第三の立場をとる場合には、名義書換のたびごとにアウトプットしなければ、会社は株主名簿に株主を記載したことになるから、結局、紙くずの山に埋まることとなるという批判が予想される。こうした批判は、アウトプットに固執する限り免れることはできないであろう。けれどもこの問題点自体は、第三の立場を前提とした場合にも、たとえばコンピュータの機能を考慮し、名義書換代理人の信用を基礎としながら、前向きに解決しうるものように考える。従来の株式実務を眺めても、決算期に集中する名義書換請求の処理に当つて、会社が株主からの請求を受理した以上、書換そのものは閉鎖期間になつてから行つても、期末に名義書換があつたものとして取扱う処理の仕方も見受けられた。<sup>(5)</sup>あるいは、会社が名義書換請求を審査して受理した以上、会社の危険において、名義書換未済の者を株主として扱ふこともできないことではない。こうした種々の前提を工夫すれば、ある期間になした名義書換分をまとめてプリントアウトしても、大きな支障が生じないよう処理することもできそうである。

この点については、三井信託銀行の株主管理方式においては、期末確定名簿とは別に、期初から一〇日ごとに、その間の異動を株主ごとに累積した異動明細表を作成し、これを次第に組込んでいく仕組みがとられている。そこで、アウトプットされたものが株主名簿であると解すると、電磁的記録の方には株式教などの変更が記録されながら、帳簿形態の株主名簿の方の記載の変更が、一〇日以内の期間で遅れることは否定できない。ただ前述したように、株主名簿に記載すべき株式取得の年月日を、実際に書換をなした日より以前の日付にするという処理の仕方は、コンピュータを利用して株主名簿を作成する場合に固有の問題ではない。株主から株券が呈示され名義書換が請求された場合には、会社は遅滞なくこれを行うことを要するから、果して遅滞があつたかどうかという角度からこの問題を解決するはかはない。要するに、コンピュータを利用する

ことを前提とすれば、電磁的記録の反射に過ぎないプリントアウトは、できるだけ少なくするのが妥当であるということとなり、その反面、電磁的記録だけでは株主などの閲覧が不可能であるという点も見逃すことができない。従つてこれらの事情を考慮に入れながら、相当の期間内にアウトプットされた株主名簿を作成すれば足りると解すべきであろう。

株主名簿の作成にコンピュータを利用する場合には、アウトプットしたものを株主名簿として理解するのが妥当であることを述べてきたが、その立場をとつた場合、これらの新しい株主管理方式におけるアウトプット諸表の内容が、商法上、株主名簿の記載事項として要求されることを満たしているかを検討してみよう。そこで、中央信託銀行の株主名簿EDPSについて、コンピュータによる記録の順序に従つて、まず株主名簿ファイルの内容から考察してみよう。既に述べてきたように、この管理方式においては、株主の住所、氏名(商二二三I一)は株主票によつて管理されている。また、株式事務の遂行に重要な役割を果たす株主の印鑑は株主票に押捺されており、更に、未成年株主の法定代理人、海外居住株主の常任代理人、共有株主のうち権利を行使すべき者(商二〇三II)なども、同様に株主票に記載される。株主名簿のその他の記載事項のうち、各株主の有する株式の額面、無額面の別、種類及び数(商二三I二)は「株主別株数ファイル」によつて、各株主の有する株券の番号(商二三I三)、各株式の取得の年月日(商二三I四)は「株券記号番号ファイル」によつて、いずれも磁気ディスクに記録されている。株券については前述した番号のほか、券種、記号も記録され、また、株券の不所持制度に伴う記名株式における株券不発行、寄託株券の有無(商二六ノ二)、質権設定(商二〇九I)、信託表示(信託三II)のほか、事故株券であるかどうかも記録される。このように、株主票及び株主名簿ファイルの内容を検討してみると、株主名簿の記載事項として法定されているものはもちろん、従来、会社の事務処理上、株主名簿に記載されている事項も記録されている。

右に述べた電磁的記録の内容は、一定の時期にアウトプット諸表に打出され、会社や株主などの利用に供されることにな

るから、次の問題は、この電磁的記録と各種明細表の内容上の関連を明らかにすることである。まず、株主の住所、氏名及び印鑑などは、前述したように、株主票によつて管理されているから問題はない。各株主の有する株式の額面、無額面の別種類及び数は、「期末所有株数明細表」に株主番号順に記載されており、そこには旧株数と新株数の別のほか、期中における異動の有無なども表示されている。もつとも、この「期末所有株数明細表」に至る間の所有株数の増減などは、「名義書換株券明細表」及びこれを月単位で集約した「月間株式異動状況明細表」で補充するほかはない。各株主の有する株券の番号は、右の「期末所有株数明細表」及び「月間株式異動状況明細表」に記載されていない。「名義書換株券明細表」、「発行、回収株券明細表」などをつき合せ、よく調べると分る仕組みかと思われる。株券の券種、記号についても、この関係はほぼ同様である。各株式の取得の年月日は「期末所有株数明細表」には記載されていないが、「名義書換株券明細表」及び「月間株式異動状況明細表」から調べられるようである。株券に関するこれらの事項は、いずれも「株券記号番号ファイル」に記載されているから、照会応答装置を用いて、調査しようとする株券を指定して照会すれば、個別的にはあるが迅速にアウトプットされてくる。株券不所持制度に伴う記名株式における株券不発行、寄託株券に関しては、「期末所有株数明細表」にその有無が記載され、内容については「不所持株券明細表」に記載される。また、質権設定、信託表示、事故株券であるかどうかは、「信託、質権、事故株券明細表」に記載される。

このように、中央信託銀行のアウトプット諸表の内容を眺めてみると、前述した電磁的記録が株主名簿の法定記載事項などを網羅しているにもかかわらず、アウトプットの段階では、従来の株主名簿の記載とはかなり異なつたものとなつている。その特色の主な点をあげると、株主の所有株数やその異動はかなり克明に記載されるのに対し、株主の有する株券の番号、株式取得の年月日などは、全体的に通覧するようには記載されていない。各種の明細表作成の時期は、毎日、毎月末、各決算期というように、記載の内容によつて区別されており、また、個々の株主や株券に関する現在の状況は、照会応答装

置を利用してアウトプットするようになってきていることなどである。

次に三井信託銀行の株主管理方式を見ると、株主の住所、氏名などが株主登録票によつて管理される点は同様である。株主名簿のその他の記載事項は「株数ファイル」、「株券記番号ソートファイル」の二元マスターファイルと、「株券補助ファイル」によつて電磁的記録に収められている。この電磁的記録の内容が各期末及び期初から一〇日ごとにアウトプットされるから、次に帳簿組織について検討してみよう。まず期末確定名簿には株主番号順に、各株主の有する株式の額面、無額面の別、種類及び数が記載されている。ただ、所有株式の数は券種によつて表示されているから、二枚以上の株券にわたる場合には、これを合計すると株式の数がでることになる。次に、各株主の有する株券の記号、番号及び各株式の取得の年月日が記載されている。また、不所持株券、未引換等未交付株券、信託財産表示株券、質権設定登録株券及び事故株券は、属性別に株券補助名簿に作成されることも前述した。異動明細表には譲受及び譲渡のあつた株式数、異動日のほか株数残高が記載されている。このように検討してみると、前述した中央信託銀行の場合とは異なつて、三井信託銀行の株主管理方式の場合には、商法の予定する株主名簿の記載事項が通覧に便宜な形式で記載されている。なお、株主には株主番号が付され、その番号順に配列されており、また、記載事項が各種の略号で表示されることなどは、コンピュータによる管理方式に一般的に見られるものである。

(1) 西島梅治「注釈会社法(3)商法二三三条注釈」三二二頁。

(2) 中央信託銀行「証券代行ニュース」一〇三三頁。

(3) コンピュータを利用した場合における会計帳簿の概念とその取扱をめぐつて、同様の問題を論じたものに、前田庸「コンピュータと商法」ジュリスト四八四号二四頁、矢沢博「株式及び会計業務への電算機等の導入に関する法律問題」東京株式懇話会会報二五三号三五頁、水田耕一「会計帳簿等のコンピュータ化と商法・税法・証拠法上の問題点」商事法務六三三二二頁などがある。

(4) 前田、前掲「二四頁はシステム全体を会計帳簿というのは、手書き会計でいえばそるばんなり、經理担当者の腕なり頭脳までを会計帳簿というのと同じであると批判される。



(5) 高島「株式の名義書換における会社の調査」本誌四五巻二号四八頁。

#### 四 株主名簿の備置及び閲覧、謄写

会社が株主名簿を作成し備置くということは、株主及び株券に関する事項を正確に記載することに加えて、その内容に変更を生じたときは直ちにその記載を訂正し、常に現在の状況に合致したものにしておくことも含まれている。その意味では、毎決算期に作成される会計帳簿(商二八一)と株主名簿とは、その性質を異にするといわなければならない。それ故、株主から名義書換の請求などがあつた場合には、会社は遅滞なくその記載の訂正を行うと同時に、その訂正をなした事情を証明できる名義書換請求書を保存することも必要である。このように、株主及び株券の現況が株主名簿に記載されていることを前提に、株主はこれを閲覧して、自己が株主名簿に記載されていることを確かめ、また、他の株主の議決権の代理行使を勧誘することもできる。そこで、株主及び株券の現況を正確に記載するという株主名簿のあり方に照して、中央信託銀行及び三井信託銀行の新しい株主管理方式によるアウトプット諸表の内容上、検討すべき諸点を指摘してみよう。

まず三井信託銀行の場合には、各株主の有する株式の類面、無類面の別、種類などは、株券の記号、番号、各株式の取得の年月日が通覧できるように記載されている。これに対して、株数は株券の券種別に各株主について合計して初めて分るようになつてゐるため、株主が多数の株券を有する場合には数える手間がかかるが、その点は異動明細表の株数欄を見れば簡単に判明する。また期末に作成された期末確定名簿以後における株主の異動については、異動明細表に一〇日目ごとアウトプットされ、名義書換などの内容を迅速に反映できる仕組みとなつてゐることも注目される。そして、これらのアウトプット諸表が各株主を中心に作成されており、相互に連絡することができるため、株主などの閲覧には便宜である。

これに対して中央信託銀行の場合には、作成されたアウトプット諸表のうち「期末所有株数明細表」には各株主の所有株

数、額面、無額面の別、種類などが印書されているが、各株主の有する株券の番号、株式取得の年月日などは、簡単に通覧するようには作成されていない。確かに、会社が発行する株券枚数と株主数との関係は、大まかにいうと、株主数を一〇倍したものが株券枚数といわれる。従つて、株主番号より一〇倍も多い数字を株券番号として、各種明細表に記載するのは手数のかかることである。けれども、商法上の株主名簿には、株券の番号や株式取得の年月日が、各株主と結びつくよう記載するのがたてまえである。また、これらの記載を欠く場合には、たとえば相当数の株主を集めて、少数株主権を行使する場合などには、せつかく株主が閲覧しても無意味になるおそれがある。従つて、アウトプット諸表の様式を改善して、各株主の有する株券の番号、株式取得の年月日などを記載する、たとえば期末所有株券明細表のようなものを作成することが望ましい。

次に、株主名簿は株主及び株式の現況を正確に記載すべきものである。従つて、期末現在の各株主の所有株数などの明細表を作成することが重要であるとしても、その後に行われる名義書換の内容が、迅速に反映できるよう工夫されていることが必要である。中央信託銀行における各種明細表の現状を見ると、「名義書換株券明細表」、「発行、回収株券明細表」には株券の番号や株式取得の年月日が記載されるが、「期末所有株数明細表」や「月間株式異動状況明細表」にはその記載がないため、右の記載も事務処理上の確認としての意味しかもたないこととなる。中央信託銀行の株主名簿E D P Sは、管理システム全体または電磁的記録そのものを株主名簿と理解する立場をとるためか、毎回の名義書換の内容を期末に確定した株数などの明細表にひき移すには、まだ、少し距離がありそうに思う。この点の距離を、照会応答装置による個々の株主及び株券を中心とするアウトプットで補おうとする。けれども、照会応答装置による回答で知りうる範囲には限度があるから、それだけでは、足りない機能を補なうに十分であるとはいえない。

次に、株主名簿の閲覧及び謄写の問題を検討しよう。会社の株主及び債権者は、営業時間内いつでも、株主名簿の閲覧ま

たは謄写を求めることができる(商二六三二)。株主名簿の閲覧、謄写は、株主または債権者であれば何人も請求できるし(商二九三ノ六一対照)、代理人による閲覧、謄写も可能と解されている。ただ、電磁的記録を利用して株主名簿が作成された場合には、そのままの状態で株主などが閲覧することは意味がないから、アウトプットしたものとすなわち各種明細表などを閲覧することとなる。その場合に問題となるのは、電磁的記録そのものの閲覧をも請求できるかという点である。この問題は何を株主名簿と見るかによつて結論を異にするが、アウトプットしたものが株主名簿であるという立場をとれば、そのアウトプットの内容に疑問があるような場合を除いて、原則として電磁的記録の閲覧は請求できないこととなる。反対に、電磁的記録そのものが株主名簿であるという立場をとると、電磁的記録も閲覧の対象となるが、株主などはそのままでは判読することはできない。従つて、その内容をアウトプットしたものによつて、あるいは、ブラウン管式ディスプレイ装置を併用して閲覧することとなる。その点からいえば、実際に行われる閲覧の方式なり同一性確認のための手段は、いずれの立場をとつてもそれほど大きな差異はない。

これと類似した問題は、株主名簿の謄写についても存在する。コンピュータを利用して株主名簿を作成した場合においては、アウトプットされたものが株主名簿であるという立場をとれば、アウトプットのコピーをとるかあるいはアウトプットされたものを交付すれば、株主などの謄写の請求にも応えたこととなる。これに対して、電磁的記録が株主名簿であると理解する場合には、アウトプットしたものを交付して株主が満足すればいいが、電磁的記録自体の複製を請求できるかという点も問題となる。株主名簿の作成にコンピュータを利用する場合には、計算書類の付属明細書の場合のように(商二九三ノ六三)、書類の閲覧または謄写と謄本または抄本の交付とは、これを明確に区別することは難しい。株主などから株主名簿の謄本を請求された場合に、会社がアウトプットしたものを渡したとすれば、それは謄写に依じただけでなく謄本を交付したとも解されるからである。ただこの問題は、会社の方が余分のサービスをしたと考えれば、それで片づけることもでき

よう。これに対して、電磁的記録自体の複製が株主名簿の謄写であるとして請求された場合の問題は厄介である。けれどもその場合でも、アウトプットされたものと電磁的記録の内容とが相違する疑いのある場合を除いて、電磁的記録の複製をとらなくても謄写の目的は達せられるという理由で、これを拒否できるのではないかと思われる。

次に検討を要するのは、株主名簿の閲覧または謄写の際の費用の問題である。株主などが株主名簿の閲覧または謄写を求める場合に、謄写などに要する費用があれば、それは請求者が負担すべきことについては学説上も争がない（商二九三ノ五三参照）。こうした結論は、株主などが株主名簿を単に閲覧するだけであれば、別に費用を要しないということも前提となっている。ところが、コンピュータによる株主管理方式を採用し、電磁的記録も株主名簿となりうるという立場をとった場合には、コンピュータを動かすのに相当の経費を要するから、その閲覧などの費用もかなりの額に達するのではないかと懸念されることもある。たとえば、株主が自分の持株の部分だけを閲覧したいという場合には、照会応答装置を利用すればいいから問題はないが、他の株主の分についてもということになると、その額は大きなものとなりそうである。中央信託銀行の株主名簿EDPSにおいて、たとえば株主数二〇万名の会社の株主について、「期末所有株数明細表」をアウトプットするには、約六〇分を要するといわれるからである。もつとも毎期末には、名義書換代理人自身で「期末所有株数明細表」を作成し、これを委託会社にも送付することが多いから、その明細表のコピーをとれば、それに株主の住所を謄写してもそれほど費用ではない。従つて、定時総会における委任状勧誘のための閲覧、謄写のための費用はあまり問題にならないが、反対に、少数株主権を行使して臨時総会を招集したり、株式公開買付を行う準備をするなどの目的で、期中に株主名簿を閲覧、謄写しようとする、その額は大きなものとなる。

けれども既に指摘したように、アウトプットされたものが株主の閲覧、謄写の対象となる株主名簿であると理解すると、この費用の問題はまた別に考えることができる。すなわち、会社はコンピュータを利用して株主管理を行う場合にも、株主

の閲覧できる株主名簿を備置くことが会社の義務であることに変りはない。株主の閲覧または謄写の問題は、電磁的記録をアウトプットした以後の段階の問題である。もちろんそのように理解しても、定時総会における委任状勧誘の場合には、「期末所有株数明細表」を利用することができるから、電磁的記録も株主名簿となりうるという立場をとつた場合と、その結論は異ならない。これに対して、臨時総会の招集または株式公開買付の準備などの場合にも、会社が自己の負担においてアウトプットし、株主はそれを閲覧または謄写することとなる。従つていずれの場合を問わず、株主の閲覧などのための費用はあまり問題にはならない。この点に関連して、株主名簿にコンピュータを利用する場合には、株主が閲覧する場合の費用を請求者に負担させるべきであるとの意見も、見受けられることである。こうした意見が出てくるのは、株主名簿の作成にコンピュータを利用する場合の閲覧の請求は、会社荒しに利用されるおそれがあることにもよるが、電磁的記録が株主名簿であるという理解も関係するのではないかと思われる。その意味でも、株主名簿の作成にコンピュータが利用される場合には、何を株主名簿と理解すべきかを明確にしておくことが重要である。

最後に、中央信託銀行において実際に生じた事例を調べてみると、株主名簿の閲覧請求が問題となつたうちの約八〇％は、会社の事務上の理由に基くものといわれる。<sup>(3)</sup>そして、委託会社の株主名簿を全体的に閲覧することを請求されたのは、公害問題のためにチツソの株主名簿についてなされた事例が、唯一の例とのことである。<sup>(4)</sup>株主名簿の閲覧請求権が株主などにあるといつても、請求者に正当の目的がなく、<sup>(5)</sup>かつ、会社の營業に支障をきたす場合には、会社はこれを立証して、請求を拒否することができる<sup>(6)</sup>と解されている(大判昭和八・五・一八法学二巻一四九〇頁)。今後実際上は、株主名簿の全体の閲覧が請求される場合は、かなり限られるものと予想される。

(1) 中央信託銀行の場合はIBM電算機を導入しており、その月間維持費は一七五〇万円を原則としている。なお、このコンピュータはもつぱら証券代行業務に使用されているとのことである。

(2) 前田、前掲三頁。

(3) 委託会社の側からも同様の結果が報告されている。すなわち、株主名簿の閲覧、謄写が問題になるのは、相続、税務関係などの必要に基いて、株主または第三者から株主の氏名、住所、持株数などが照会される場合が大半であるといわれる（南忠彦「代行委託後の株式事務(6)」、商事法務六一九号二二頁）。

(4) 中央信託銀行に株式事務を委託したテツソの株主名簿はコンピュータ化されていないため、株主名簿E D P Sにおける閲覧、謄写の問題としては参考にならない。

(5) たとえばダイレクトメールなど顧客の勧誘に利用するため、株主などが株主名簿を閲覧、謄写する場合がこれに当る。

## 五 その他の問題

コンピュータによる株主管理方式を採用する場合に、特に問題となるその他の点を検討してみよう。まず、中央信託銀行の場合も三井信託銀行の場合も、株主は原則として個人、法人、外国人を区別せず、一連の株主番号によつて整理されており、この株主番号を株主票または株主登録票、宛名カードにも付して、三者が容易に連絡できるようになっている。また、脱退株主を生じてその番号を使用せず、その後の加入株主には新規の番号を追つて付している。そこで、株主への諸通知にも片仮名を使用できると、仮名文字プリンタに連動させることにより、会社の事務処理は一層便宜になるようである<sup>(1)</sup>。実は以前にも、株主への通知は仮名文字の表示で足りるかが検討されたことがある。すなわち、昭和四三年一月一五日に法務省民事局第四課長は、株主名簿の法定記載事項のうち、株主の氏名及び住所は、株主が片仮名で届出た場合及び片仮名による記載に同意した場合に限り、これを片仮名で表示することができると回答している<sup>(2)</sup>。

この点に関連して、株主が氏名、住所を会社に届出する場合、漢字で届出て振り仮名を付することが多いが、これが株主が片仮名で届出た場合及び片仮名による記載に同意した場合に当るかも問題となる<sup>(3)</sup>。けれども、株主の氏名、住所に片仮名を振らせるといふことは、読み難い文字や誤読のおそれがあるときに、これを間違えないようにするためであり、それは会社

の事務処理上の便宜のためであろう。その意味では、株主の氏名、住所は振り仮名が付されていたとしても、これを直ちに、片仮名による届出があつた場合と理解するのは行き過ぎである。のみならず、特に氏名については同音異語が多いから、片仮名では郵便が誤配される危険もある。従つて現在の段階では、届出のあつた漢字で宛名カードを作成するか、あるいは、技術的に改善の余地のある漢字プリンタの実用化を工夫するのが妥当であろう。<sup>(4)</sup>

次に、商法は会社が名義書換代理人を置いた場合には、株主名簿またはその複本を名義書換代理人の営業所に備置くことができる旨を規定している(商二六三I)。昭和二五年にこの規定が設けられていらい、名義書換代理人はかなり利用されてきたが、株主名簿の複本を作成した会社はなかつた模様である。中央信託銀行及び三井信託銀行では各期末の各種ファイルを磁気ディスクに記録しているが、種々起りうる事故に備えて、磁気ディスクの複製を作成し、これを別に保存していることである。その意味では、この複製はいわば予備のために作成したもので、商法が考えている株主名簿の複本とはその事情を異にしている。株主名簿のコンピュータ化が進めば、かえつていわゆる複本制度は利用されなくなり、むしろ名義書換代理人の営業所の間に、オンライン端末機を設置する方向に進むことと予想される。現に中央信託銀行においては、今後は大阪、名古屋の各支店との間にオンラインを形成し、各支店から株主の所有株数、株券番号などに関する調査、閲覧をなしうるよう準備している。

株主名簿は株主及び株券の現在の状況を正確に記載するものであるが、税務関係で過去の所有株数について調査し、配当金の支払調書を作成する場合、株主間で株式譲渡の効力が争われる場合などのように、過去のある時期における株主名簿の記載が問題となることも考えられる。その意味では、会社が除籍株主名簿を保存しておけば、こうした必要にも備えることができるわけである。この点は、株主名簿をコンピュータ化する場合の一つの問題点であつて、コンピュータに株主及び株券の現況を記憶させ、これをアウトプットすることは比較的容易である反面、過去の異動をいつまでもすべて記憶させるこ

とは難しい。もつとも、中央信託銀行の株主名簿EDPSにおいては、期中の株主の異動は磁気テープに入れてあるから、期末に株主番号順に除籍株主分の磁気テープを作り、これを株主票、名義書換請求書などにつき合せることによつて、除籍株主名簿に相当する機能を果たすことも可能である。また、三井信託銀行の株主管理方式においては、前述したように異動明細表にCOMシステムを採用し、期初から一〇日目ごとに、その間の異動を株主ごとに組込んで保存している。従つて、期末の最終異動明細表には六か月間の異動が累積して組込まれており、これをマイクロフィルムに撮影して保存している。そこで、たとへば過去三年間の異動を調べようとする場合には、六本のマイクロフィルムを調査すれば足りることとなる。従来も、このような除籍株主名簿の必要性はあまり大きくなかつたし、商法も除籍株主名簿については規定していないから(商四二九参照)、この程度の準備があれば、前述した目的のために役立つものと思われる。

また、裁判所から株主名簿の提出が命ぜられた場合に、何を提出するかという問題がある。既に述べてきたように、電磁的記録ではこれを読むことができないから、株主名簿の記載の内容が問題となつたのであれば、電磁的記録からアウトプットしたものを提出することとなる。また、電磁的記録の内容とアウトプットされたものとの同一性が疑問とされる場合もある。こうした疑問は、直接読むことのできない電磁的記録には常につきまとう問題であるが、その場合には、関係者を証人として尋問するなどして、電磁的記録の真实性を確認するほかはない。特にコンピュータを使用する場合には、その真实性の立証は関係者以外には困難なのが通常であろう。もつとも、コンピュータを利用した株主名簿を会計帳簿のコンピュータ化の場合と比較すると、データからファイルへの作成過程が単純であるから、会社側では、保存してある名義書換請求書などを利用して、これを立証することは割に容易ではないかと考える。次に刑法の文書等に関する罰則規定の關係からいふと、アウトプットしたものを破棄すると私文書毀棄(刑二五九)の罪に当り、電磁的記録を損壊した場合には、器物損壊(刑二六一)の概念が適用されると解するのが穩当であろう。



- (1) 郵便名宛人の氏名、住所の片仮名表示は既に公共事業の料金、保険料、銀行の振替通知などにも利用されていることは周知のところである。
- (2) 昭和四三年一月二五日付民事四発第五七九号民事局第四課長依命通知。なお、渡辺芳弘「株主名簿の法定記載事項並びに株主に対する通知」催告の宛名をかたかなで表示することの可否」商事法務研究四七四号八頁。
- (3) 日本経営情報開発協会、前掲見解四二頁は、株式事務のより一層の合理化のため、株主が届出た仮名文字（漢字に振り仮名を付した場合も含む）による株主の氏名及び住所の記載を認めることが重要である旨を指摘している。
- (4) 富士通では昭和四七年九月初の株主総会関係書類のアウトプットに「EALOGSUSA 羅字エンリク」を導入して、支払通知書三万件の作成につき、従来四日を要していた作業を一日半に短縮する効果をあげたといわれる。富士通総務部文書課「株式事務合理化への一歩」商事法務六二四号二一頁。
- (5) 株主名簿の保存について商法三六条が適用されると解する説もあるが（田中誠・喜多「コンメンタル商法総則」三四二頁、株主名簿の記載の内容からいって、同条は適用されないと解するのが妥当である。

## 六 ち す び

本稿においては、株主名簿にコンピュータを利用した場合に生ずる諸問題を検討してきた。商法も、会社は一定の記載事項をもつた株主名簿を備置き、株主及び債権者に閲覧、謄写させることなどを規定しているが、それ以外の問題、たとえば株主名簿の様式や作成方法については規定していない。そこで株主数がきわめて多い場合には、コンピュータを利用して株主管理を行うことは差支えないし、それによつて正確かつ迅速に株主名簿を整備できれば、その利用も適切な方法であることはいままでもない。もつとも、株主名簿にコンピュータを利用する場合にも、その利用の仕方には種々の態様や程度があるわけで、ここでとりあげた中央信託銀行の株主名簿EDPSや三井信託銀行の採用している株主名簿管理事務の新方式も、その一つの事例である。コンピュータを利用する株主管理という新しい課題に向つて、中央信託銀行や三井信託銀行が周到な計画のもとに、優れた成果をあげてきていることについては、関係者の努力に敬意を表するものである。一方では、委託会社の株主数の巨大化という現象を前にし、他方では、商法の株主名簿の規定や株主権の行使をめぐる各種の規程が、

必ずしも大会社向きにできてはいない現状に立つて、関係者は大変な苦心をされたことと思う。

こうして実現しつつある株主名簿のコンピュータ化にとつて、最も気にかかる問題は、このような株主管理方式が商法上の株主名簿に相当するかという点であろう。元来、株主名簿は株主などの閲覧、謄写の対象となつていことから分るよう、それは通常人が読みかつ理解できることを前提としている。従つて、株主名簿にコンピュータを利用する場合にも、その外部記憶装置にデータを記録し、いつでもアウトプットできる状態にあるというだけでは、まだ株主名簿の作成を準備した段階である。いいかえれば、アウトプットして初めて会社に株主名簿が備置されたこととなるし、アウトプットの作成費用は会社が負担するのがたてまえとなる。そこで会社は、アウトプット諸表などの内容を相互に密接に関連させ、株主などが理解しやすいものにすると同時に、名義書換の結果を迅速に反映できるよう工夫することが必要のように思われる。最後に、コンピュータによる株主管理を行う場合には、転載に当つて生ずる誤記などを減少できるとしても、その反面、機械操作の誤りや設備保全の問題にからんで、より大きな誤りや事故の発生も懸念される。従つてこれらの点についても、万全の備えをしておくことが望まれる。